

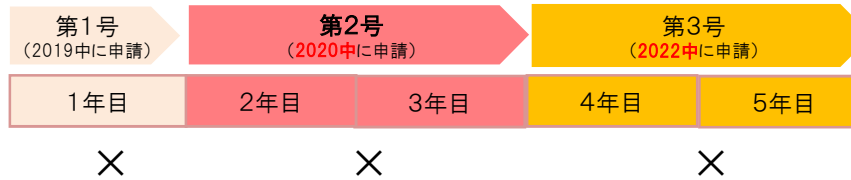
新型コロナウイルスの影響を受けて技能実習生の入国の遅れが認められる中、技能実習開始時に上乗せ基準の対象外となった者については、2号・3号移行時にも上乗せ基準の対象外となるよう告示を改正する。

○：上乗せ基準の対象
×：上乗せ基準の対象外

■ 告示改正前

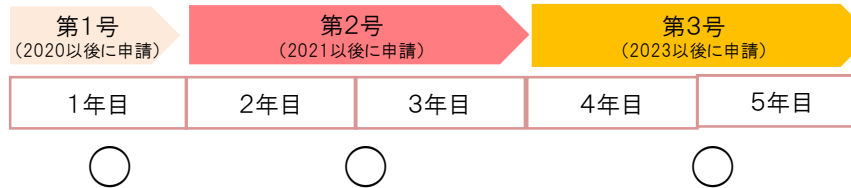
2019中に申請された1号計画、2020中に申請された2号計画、2022中に申請された3号計画については上乗せ基準の対象外

技能実習上乗せ基準の対象外となっている者



2020以後に申請された1号計画、2021以後に申請された2号計画、2023以後に申請された3号計画については、通常どおり上乗せ基準の対象

技能実習上乗せ基準対象となっている者



■ 告示改正後

【ケース1】
2019中に1号計画を申請をしたが、新型コロナの影響で入国が遅れ、2号計画の申請が2021以後、になってしまう者

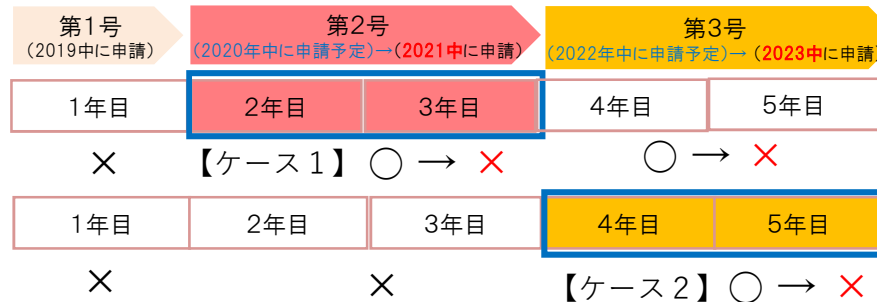
【ケース2】
2019中に1号計画を申請をしたが、新型コロナの影響で入国が遅れ、3号計画の申請が2023以後になってしまう者

【本改正の対象とならないケース】
2020以後に1号計画を申請し、技能実習開始時に上乗せ基準の対象となっている場合については、2号計画、3号計画は上乗せ基準の対象

今般の告示改正により上乗せ基準の対象外となる者

※青枠が今般の改正対象

入国遅れ



技能実習上乗せ基準対象となっている者

